

「青森新時代」への架け橋資金のご案内

■「青森新時代」への架け橋資金とは

「青森新時代」への架け橋資金は、創業や新商品開発など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者（創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行う方（※）

(1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業

- ① スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるもの）
- ② 創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証）

(2) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組み（市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資）

(3) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業（次のいずれかに該当するもの）

- ・ 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業
（例：経営革新計画、地域経済牽引事業計画）
- ・ 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業
（例：あおもり生業づくり復興特区）
- ・ 県が推進する登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業（例：青森県健康経営認定制度、健康経営優良法人認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度）
- ・ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：新事業展開等促進補助事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業）

(4) 特別枠

- ① 新商品等の開発・新分野進出を図る取組
- ② DXを推進する取組・生産性向上を図る事業
- ③ GXを推進する取組（再生可能エネルギー発電設備の導入もこちらでご利用いただけます）
- ④ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
- ⑤ 賃金引上げに資する取組
（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）

⑥ 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

⑦ 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野（次のいずれかに該当するもの）に属する事業

- ・ エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
- ・ 医療・健康福祉関連産業
- ・ 次世代環境自動車関連産業（電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野）
- ・ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業（自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用）
- ・ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
- ・ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業

(5) 事業承継枠

- ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
- ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
- ③ 事業承継特別保証を利用するもの
- ④ 事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの
- ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの

(6) 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業

*詳しくは『「青森新時代」への架け橋資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。

（※）「青森新時代」への架け橋資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

■制度の特徴

○ 県では、当制度（一部*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。

* (2)、太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の信用保証料0.25%又は0.45%（上乘せ分）、(1)①を利用する場合の信用保証料0.2%（上乘せ分）は補助対象外です。(4)④は「青森県SDGs取組宣言登録制度」の登録を受けている場合に限り、(5)は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。

○ 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資条件等

| 融資対象 条件 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | | | (6) |
|------------------------|---|---------------------------------|-----|-------|---|----------------------------|--|--------------|
| | ①・② | | | ①～⑦ | ①・② | ③・④ | ⑤ | |
| 融資限度額 | 1億円 うち①は3.5千万円 | 1億円 | 1億円 | 2.8億円 | 1億円 | | 1億円 | 1億円 |
| 資金使途 (注1) | 運転資金、設備資金 | | | | 運転資金 設備資金 | 運転資金 設備資金 既往借入金の返済資金 | 既往借入金 の返済資金 | 運転資金 設備資金 |
| 融資利率 【固定利率】 (注2) | 年1.1% ※(1)①及び②について、女性、U・I・Jターンによる創業の場合は、年0.9% ※(1)①及び②について、創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者については年1.0% ※(1)～(4)について、三者連携協定(21 あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会)に関する融資については、年1.0% | | | | 金融機関所定利率-0.8% (下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。 | | | 上限 年1.1% |
| 融資期間 (うち、据置期間) | ①10年以内 (1年以内) ②運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内) | 運転10年以内(2年以内)、 設備15年以内(3年以内) | | | 10年以内 (1年以内) | | 運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内) | |
| 融資形式 | ①証書貸付 ②手形貸付、 証書貸付 | 手形貸付、証書貸付 | | | | | | |
| 信用保証料 (注3,4) | 原則年0.45%～1.90% (5)④及び⑤で中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合については、年0.20%～1.15% | | | | | | | |
| 保証人 (注3) | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (1)①、(5)③・④・⑤については、保証人を徴求しません | | | | | | | |
| 物的担保 | 必要に応じ徴求 (1)①については、担保を徴求しません | | | | | | | |
| 取扱金融機関 | 県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会) | | | | | | | |

(注1) 2(5)③及び④については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。ただし、ニューマネー(増額借換を含む。)については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(5)⑤については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。

(注2) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注3) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

(注4) 県では信用保証料の30%又は40%の補助を行っています。(一部は補助対象外。「制度の特徴」をご参照ください。)なお、補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

また、各市町村では、信用保証料又は利子の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
(空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。)



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索